

「鳥取県高校生等奨学給付金」のご案内 (返還は不要です)

高等学校等に通う低所得者世帯（非課税世帯）を対象に、授業料以外の教育費として支給されます。

どんな世帯が対象なの？

以下の3点すべてに当てはまる方が対象です。

- ①県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯または生活保護（生業扶助）受給世帯
 - ②保護者、親権者等が鳥取県内に在住
 - ③就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等）に在学
- ※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除きます。



いくらもらえるの？ (第1子、第2子の考え方は裏面をご覧ください)

支給対象者	支給額 (年額)		申請に必要な添付書類
	国公立の場合	私立の場合	
生活保護受給世帯 (通信制在学者も同額)	32,300円	52,600円	生活保護法による生業扶助を受給していることを証する書類
生活保護受給世帯以外			
通信制以外			
第1子の高校生等がいる世帯	80,800円	89,000円	対象となる高校生等本人の健康保険証の写し
15歳 (中学生を除く) 以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯	129,700円	138,000円	対象となる高校生等本人及び15歳以上 (中学生以下を除く。) 23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証の写し
通信制			
高校生等がいる世帯	36,500円	38,100円	対象となる高校生等本人の健康保険証の写し

どうすれば申請できるの？

- 県内**高校に在学している方
・対象者には7月頃学校から案内があります。申請は7月末までの各学校で定める日までとなります。申請書、添付書類の提出先は、在学する高校です。
- 県外**高校に在学している方
・申請書を送付しますので、直接育英奨学室までお問い合わせください。申請書は7月31日 (火) までに、育英奨学室へ提出してください。
- 給付金は、年額を10月から12月にかけて支給する予定です。

高校生等が複数いらっしゃる世帯は、高校生等の人数分の申請ができます。給付金の支給区分については、裏面をご覧ください。



第1子、第2子等の考え方(金額は生活保護受給世帯以外の場合)

高校生等(年齢は問わない)

15歳以上(中学生は除く)23歳未満

●子ども1人世帯



【全日制等】(第1子)
国公立 80,800円
私立 89,000円



【全日制等】(第1子)
国公立 80,800円
私立 89,000円



扶養されていない

●多子世帯(※扶養されている15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯)

▼高校生等が2人いる世帯の場合



【全日制等】(第1子)
国公立 80,800円
私立 89,000円



増額

【全日制等】(第2子以降)
国公立 129,700円
私立 138,000円



【通信制】
国公立 36,500円
私立 38,100円



増額

【全日制等】(第2子以降)
国公立 129,700円
私立 138,000円

(注)兄弟姉妹に通信制の高校生等がいる場合には、通信制以外の高校生等は給付額を増額した「第2子以降」の単価となる

▼高校生等以外の子どもがいる場合



増額

【全日制等】(第2子以降)
国公立 129,700円
私立 138,000円



増額

【全日制等】(第2子以降)
国公立 129,700円
私立 138,000円



増額

【全日制等】(第2子以降)
国公立 129,700円
私立 138,000円



扶養されている
(大学生など)

詳しくはお問い合わせください

鳥取県教育委員会 育英奨学室

電話：0857-26-7541、0857-29-7145

ファクシミリ：0857-26-8176

メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

